

現存する日本の律管の寸法

高瀬 澄子 (沖縄県立芸術大学)

本発表は、現存する日本の律管のうち、石川県立美術館・京都府京都文化博物館・宮内庁三の丸尚蔵館・国立歴史民俗博物館・彦根城博物館の所蔵する律管の管長・内径・外径を計測した結果を報告し、その音高について考察することを目的とする。

律管とは、指孔やリードの無い上下の貫通した管から成る調律具の一種である。日本の調律具には、律管の他にも、凶竹、調子笛、四穴などがある。それらの調律具は形状だけでは音高を判別しがたいが、律管の音高は、基本的には管の寸法によって決定する。したがって、寸法を計測することによって、ある程度、音高を推測することが可能である。

上記の五つの美術館・博物館には、計7点の律管が所蔵されている。そのうち、5点は12本の管、2点は5本の管を持つ。12管の律管は、いずれも最長管が14cm前後、最短管が7cm前後、内径が6mm前後である。5管の律管は、最長管が約14cm、最短管が約8cm、内径が約7mmである。寸法を見る限り、これらの律管は、それぞれ著しく異なった音高を持つとは考えにくい。

5管の律管のうち、1点は天保6年(1835)に天王寺方楽人の林広済が製作したもの、もう1点は広済の子である林広就が製作したものであり、いずれも当時の音に基づいて作ったという趣旨の箱書きがある。この2点の律管は、江戸時代に実際に使用されていた音高を示している可能性が高い。

12管の律管のうち、1点は、寛政3年(1791)、天王寺方楽人の林広統が、恩徳院の詮芸の律管に倣って作ったという趣旨の銘がある。その他の律管の製作者・製作年は不明であるが、先行作の写しで、実際の音高を示したものではない可能性もある。なお、林広統作の律管は他の12管の律管に比べて管長の比率に偏りがあるが、その理由や意味は不明である。

調査の過程で、上記以外の博物館にも、律管を所蔵する記録があることが確認できた。今後は、それらの律管についての調査が必要であろう。